

## 主 文

本件申立を棄却する。

## 理 由

本件申立理由は、別紙書面記載のとおりである。

しかし刑訴五〇一条にいわゆる「裁判の解釈について疑があるとき」とは、判決主文の趣旨が明瞭でなく、その解釈につき疑義がある場合のことであつて、本件申立理由の如きは、右の場合に当らないことは明瞭である。しかも本件の如く被告人の上告を棄却した最高裁判所は、右刑訴法にいう刑の言渡をした裁判所とはいえないから、これに対し疑義の申立をすることも許されない。故にいずれの点からみても、本件疑義の申立は不適法で棄却すべきものである（昭和二五年（す）第二〇一号、同年一二月二二日第二小法廷決定、集四巻一三号二八八〇頁参照）。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年三月二七日

最高裁判所第二小法廷

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 小 | 谷 | 勝 | 重 |
| 裁判官    | 藤 | 田 | 八 | 郎 |
| 裁判官    | 河 | 村 | 大 | 助 |
| 裁判官    | 奥 | 野 | 健 | 一 |